

(7)

平成23年4月16日

放射線業務従事者の線量限度制限に起因する喫緊の課題

緊急時の被ばく線量限度(250mSv)と平常時の被ばく線量限度(「5年間100mSv」「1年間50mSv」)を別枠としない場合、福島第一原発の今後の作業等に重大な支障が生じることが懸念される。

1. 緊急時の線量限度と平常時の線量限度を別枠としない場合の影響

(1) 作業効率の低下及び作業員の被ばく量増加

- 既に100mSvを超えた監督指導員の一部は、それ以上被ばくさせないよう、発電所外から指導を行っており、作業の非効率化を招いている。その結果、作業員が通常よりも長時間作業することとなり、必要以上に被ばくするという悪循環に陥っている。

(2) 作業要員の逼迫

- (100mSvを超えた場合、年度中は他の原発での作業ができなくなることから)ほとんどの協力会社は、約30mSvを管理値としており、その範囲内でしか業務を行うことができない。
- 50mSvを超える手前の作業員が増加しており、そうした作業員は内勤とする等の対応がとられている。
 - ・福島第一原発の作業に制約が課される懸念
 - ・作業要員が枯渇する懸念(福島第一及び全国BWR原発の作業に影響)
〈プラントメーカーの試算例〉
30mSvという実際の管理値を遵守しようとする、(より多くの作業員が必要となるため)熟練作業員[電気系]が、早ければ6月頃には不足する見通し(1日あたり被ばく線量3mSvと仮定)。

2. 事業者による放射線業務従事者の被ばく最小化に向けた努力

事業者においては、従業員の被ばく線量を最小化するため、でき得る限りの放射線防護対策を講じている。

- 中央制御室の執務エリアの除染、遮へい
- 作業現場の高線量率ガレキの撤去
- 無線式重機の採用
- 特殊注水車(通称キリン)の無人化
- プラント監視の遠隔化(カメラ、無人ヘリの利用等) 等

(以上)

線量限度の扱いに関する考え方

通常時 50mSv/年 かつ 100mSv/5年 (ブロック5年：平成23年度から始まる5年間)

(実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則, 電離放射線障害防止規則)

緊急時 (特例) 250mSv

○緊急時に受けた線量を通常時に加えた場合の線量限度管理の例

